

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱（令和 7 年 3 月 3 1 日）の全部を改正する。

令和 7 年 9 月 1 日

みよし市長 小 山 祐

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成 1 3 年三好町規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、燃料電池自動車トラックを購入する事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「燃料電池自動車トラック」とは、四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 6 0 条第 1 項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であつて、その自動車検査証に燃料電池自動車と記載されているものであり、かつ、当該用途が貨物又は特種（貨物自動車を通常車両とする特種用途自動車に限る。）と記載されているものをいう。

（補助金の交付目的）

第 3 条 この補助金は、燃料電池自動車トラックを購入する事業者に対して当該購入に要する費用の一部を補助することにより、燃料電池自動車トラックの普及を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、リースの用に供する目的で新規登録により使用の本拠の位置を市内とする燃料電池自動車トラックを購入する自動車リース事業者であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する事業者を借受人とし、借受人を当該燃料電池自動車トラックの使用者として愛知県が実施する先進環境対応自動車導入促進費補助金（以下「愛知県導入促進費補助金」という。）交付要綱の規定に基づく処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）以上のリース契約を締結していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 愛知県導入促進費補助金の交付を受けた者であること。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者による燃料電池自動車トラック導入事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び補助限度額は、次表によるものとする。

区分	補助対象経費	補助率	補助金の額	補助限度額
燃料電池自動車 トラック	車両本体価格と 通常車両価格と の差額	1／6	補助対象経費に補助率 を乗じて得た額に、リ ース料差額相当額に補 助率を乗じて得た額を 上乗せした額	6, 8 9 8 千円

備考

- 1 補助金の額は、当該補助事業に係る車両本体価格から国、愛知県その他団体により交付を受けた補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。
- 2 補助金の額の算定の際に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の額に1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 補助対象経費及びリース料差額相当額に係る消費税及び地方消費税は、補助対象としないものとする。
- 5 車両本体価格は値引き後の価格とし、保険料、登録料その他諸費用を含まないものとする。
- 6 通常車両価格とは、燃料電池自動車トラックと同種のディーゼル自動車又はガソリン自動車（動力源を除く仕様が当該燃料電池自動車と同じである自動車）の価格とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 愛知県導入促進費補助金の交付申請時において提出した書類一式（写）
- (2) 市税に未納の額（納期未到来額を除く。）がないことを証明する完納証明書。ただし、納めるべき市税が無い場合は不要とする。
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に当たり、条件を付することができるものとする。
（交付申請の取下げ）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付決定を受けた後に当該補助金の交付を辞退しようとするときは、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付申請取下げ申出書（様式第4号）により市長に申し出るものとする。
（計画変更）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更をする場合は、軽微な変更を除き、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条第1項の規定による決定を変更することができる。
（変更決定通知）

第11条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金変更決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
（状況報告）

第12条 市長は、補助事業を適正に遂行させるため必要に応じ、交付決定者に補助事業の遂行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。
（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 愛知県導入促進費補助金の実績報告時において提出した書類一式（写）

(2) 愛知県導入促進費補助金の額の確定通知書(写)

(3) 国及びその他団体の補助金の額の確定通知書（写）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、愛知県導入促進費補助金の額の確定通知書の通知日から起算して30日を経過した日又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。

（補助金の額の確定通知）

第14条 市長は、前条の補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第8条の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対して額の確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金請求及び交付）

第15条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、直ちにみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付請求書（様式第9号）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、規則第14条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金返還請求書（様式第10号）に取消しの理由を記載し、当該補助金の全部又は一部（処分制限期間から使用年数（使用年数に年未満の期間があるときは、その期間を切り捨てるものとする。）を減じた年数を処分制限期間で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。））の返還を請求するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第17条 交付決定者は、補助金の交付を受けた燃料電池自動車トラック（以下「補助対象自動車」という。）を適正に使用し、処分制限期間内は、補助金の交付目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象自動車を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により補助対象自動車を買換え、又は処分するとき。

(3) その他市長が認めたとき。

- 2 補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金処分承認申請書（様式 1 1 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（市による調査）

第 1 8 条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、交付決定者に対して、補助対象自動車の使用に関する調査を行うことができる。

（委任）

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。